⑾　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木一式工事の許可を有する者であること。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　一次審査に関する事項

⑴　一次審査に関する基準　2⑴から⑿までの要件を全て満たす申請書、技術資料等を提出した者のうち、下記⑵による評価を実施し、加算点と評価点の合計が上位10者（ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全てを含む。）までに含まれる者を選抜する。

なお、評価点の評価項目、評価の着目点及び評価点合計の算出方法の詳細は、入札説明書による。

⑵　一次審査の評価に関する基準　本工事の一次審査に関する評価項目は、次のとおりとする。

1）技術提案書１の評価

1．「覆工コンクリートの品質確保」に関する技術提案（技術提案書１）上記、技術提案書１について評価する。

2）技術者評価

1．配置予定技術者の能力（施工経験）

上記、配置予定技術者の能力（施工経験）（３件まで）について評価する。

3）企業評価

1．基本企業評価　上記、企業の施工実績（１件）について評価する。

2．ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価　女性活躍推進法に基づく認定等、次世代法に基づく認定、若者雇用促進法に基づく認定のうち、いずれかの認定の有無について評価する。

4　総合評価に関する事項（二次審査）

⑴　総合評価を行う者の基準（二次審査）　3による一次審査で選抜され、技術提案書２を提出した者のうち、契約担当官等から技術提案が適正であると認められた者について、下記により総合評価を行う。

⑵　総合評価の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目は、3⑵1）における技術提案書１の評価に加え、次のとおりとする。

1）技術提案書２の評価

1．「現場施工時の配慮事項」に関する技術提案（技術提案書２）

上記、技術提案書２について評価する。

2）施工体制評価

a　品質確保の実効性　工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

b　施工体制確保の確実性　工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

⑶　総合評価の方法及び落札者の決定方法

1）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

2）標準点　1）の要件を満たす入札を行った者に対して、要求要件を実現できると認められる技術提案については、100点の標準点を与える。

3）加算点及び施工体制評価点

・技術提案書１及び２の評価項目について、技術提案書１の満点を30点、技術提案書２の満点を30点として、評価基準に従って評価し、その内容に応じた加算点を与える。

・4⑵2）a及びbについて、それぞれ総合的に優（15点）、良（５点）、可（０点）として、施工体制評価点を与える。

4）上記により得られる標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

5）評価値、基準評価値について　評価値は、基準評価値を下回らないこと。なお、基準評価値とは以下のとおりとする。評価値及び基準評価値の計算において予定価格と入札価格の単位は億円とする。

基準評価値＝100点（標準点）÷予定価格（単位：億円）

6）評価値の最も高い者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑷　技術提案に基づく施工　実際の施工に際しては、事前に提出した技術提案に基づき同等以上の施工を行うものとする。

5　入札手続等

⑴　担当部局　〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　四国地方整備局総務部契約課契約係長　牛野　憲治　電話087―851―8061（内線2526）

⑵　入札説明書の交付期間及び方法　平成29年10月13日から平成30年２月14日まで、入札説明書等ダウンロードシステムにより配布する。

入札説明書等ダウンロードシステムのアドレスは次のとおりである。

https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/

⑶　申請書、技術資料及び技術提案書１の提出期間、場所及び方法　一次審査に係る申請書、技術資料及び技術提案書１は、平成29年10月14日から平成29年11月７日までの午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は平成29年10月14日から平成29年11月７日までの午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に上記5⑴に直接持参すること。

⑷　一次審査の結果及び技術提案書１の採否の通知　２に掲げる参加希望者に要求される競争参加資格及び３に掲げる一次審査に関する基準に係る確認は、申請書及び技術資料等の提出期限の日をもって行うものとする。

一次審査の結果及び技術提案書１の採否の通知を平成29年12月５日に通知する。

⑸　技術提案書２の提出期間、場所及び方法　競争参加資格を有する者は、技術提案書２を上記⑷の通知の翌日から平成30年１月９日までの午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は通知の翌日から平成30年１月９日までの午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に上記5⑴に直接持参すること。

⑹　二次審査の結果及び技術提案書２の採否の通知　技術提案書２に係る確認は、上記⑸により技術提案書２を提出した者について、4⑴の基準において審査し、4⑵1）に係る技術提案評価を行い、その採否を平成30年１月30日までに通知する。

また、技術提案書２の内容が適正であると認められない者に対しては、入札の無効を平成30年１月30日までに通知する。

ただし、一次審査の審査評価点の合計が上位10者（ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全てを含む。）以外の競争参加者による技術提案については評価を行わず、採否の通知も行わない。

⑺　入札及び開札の日時、場所並びに入札書の提出方法　入札書は、平成30年２月14日午後２時までに、電子入札システムにより提出すること。

ただし、発注者の承諾を得て紙による入札の場合は平成30年２月14日午後２時までに四国地方整備局総務部契約課に持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

開札は、平成30年２月19日午前10時　四国地方整備局入札室にて行う。

⑻　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成29年12月６日から平成30年２月14日午後５時まで（利付国債の提供の場合は平成30年１月31日午後５時まで）〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　四国地方整備局総務部契約課契約係　電話087―851―8061（内線2526）持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。